

別記様式（第7条関係）

低入札価格審査書

平成31年4月17日  
世田谷区財務部経理課

- 1 件 名 世田谷区立学校給食太子堂調理場改修工事  
 2 入 札 日 平成31年4月2日（火）  
 3 調査対象者 株式会社儘田組  
 4 予定価格 200,740,000円（税抜）  
 5 入札価格 175,000,000円（税抜）  
 6 調査実施概要

|   | 調査項目                     | 調査内容   |
|---|--------------------------|--|
| 1 | その価格により入札した理由            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・手持ち工事と重複する施工業者がいるため、コストを圧縮した発注が可能であること。</li> <li>・下請企業より見積書を徴収し、必要に応じてヒアリングを実施するなど適正な価格の積算に努めていること。</li> </ul>   |
| 2 | 手持ち工事の状況                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・件 名：世田谷区立特別養護老人ホーム上北沢ホーム改修工事（平成31年度）<br/>受注状況：官公庁元請（世田谷区発注）<br/>工 期：H31.3～H32.3<br/>施工場所：世田谷区</li> <li>・件 名：グリーンヒルズ外装改修工事<br/>受注状況：民間元受（ 氏発注）<br/>工 期：H31.5～H31.7<br/>施工場所：世田谷区</li> </ul> |
| 3 | 契約対象工事における配置予定技術者        | <p>配置予定技術者の保有資格は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監理技術者（建築工事業、大工工事業、左官工事業ほか）</li> <li>・ 一級建築士</li> <li>・ 一級建築施工管理技士</li> </ul>  |
| 4 | 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連 | <p>契約対象工事箇所：世田谷区太子堂一丁目3番46号<br/>本 社：世田谷区三軒茶屋二丁目28番12号</p>  |
| 5 | 手持ち資材の状況                 | <p>アルミ脚立、台車、コーン、コーンバー、一輪車、電気ドラム、ケンスコ、カクスコ、大ハンマー、投光器、ちり取り、タケほうきなど</p>   |
| 6 | 資材購入先及び購入先と入札            | <p>生コンクリート、ユニットシャワーを下請企業及び</p>   |

|   |              |  |
|---|--------------|--|
|   | 者との関係        | (株) 儘田組勇和会会員から購入予定   |
| 7 | 手持ち機械の状況     | トランシット(10-C)3台、レベル(B-2N)1台、レベル(B-2)3台、レベル(B21)3台、レーザー(LP3A)1台、レーザー(ATL-45GR)1台   |
| 8 | 労働者の具体的供給見通し | 作業員は下請企業から確保する。<br>調査対象者からは監理技術者のみ配置する。  |
| 9 | 工事实績         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 件名：世田谷区上町まちづくりセンター改築工事<br/>発注者：世田谷区<br/>工期：H29.6～H30.12<br/>金額：314,085,600円</li> <li>・ 件名：世田谷区立世田谷公園プール改修他工事<br/>発注者：世田谷区<br/>工期：H29.8～H30.5<br/>金額：169,797,600円</li> <li>・ 件名：世田谷区立世田谷文学館改修工事(平成28年度)<br/>発注者：世田谷区<br/>工期：H28.8～H29.3<br/>金額：152,787,600円</li> </ul> |

## 7 委員会

|      |   |
|------|---|
| 開催日  | 平成31年4月17日(水)   |
| 審査結果 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般管理費が区の想定より低い、会社独自の比率をもって計上しており、過去の実績から工事に影響はないことを確認した。</li> <li>・仮設工事、建具改修工事、内装改修工事、アスベスト改修工事が特に低価格で積算されているが、いずれも施工実績のある下請企業より見積りを取得し、価格の決定を行っており、仕様どおりの履行が可能であることを確認した。</li> <li>・会社独自の協力体制を有し、その協力会社を活用し施工体制を構築する予定であり、コスト圧縮によって従業員や下請企業にしわ寄せが生じないこと、公契約を遵守することを確認した。</li> </ul> <p>以上、当該入札価格により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めない、との判断を得たため、調査対象者を落札者と決定する。</p> <p>ただし、コスト圧縮による下請企業へのしわ寄せや粗雑工事が生じる可能性を完全には否定できないことから、公契約条例の観点を踏まえ、区は発注者としての責任を持って、工事の進捗管理及び現場監督を徹底する。</p> |